

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	プール 00-01 R 0
提出年月日	令和3年9月30日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（プール）

（再処理施設）

1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第 42 条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 0 6：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 0 7：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 0 6：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 0 7：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開（追而）
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較（追而）
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出（追而）
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙 6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。
※本別紙は、別紙 1 による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙

プール00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(プール)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	9/30	0	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	9/30	0	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	9/30	0	※本別紙は追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	9/30	0	※本別紙は追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	9/30	0	※本別紙は追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	9/30	0	※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（1 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>第四十二条 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。 注① 抑① 臨① 監①</p>	<p>第2章 個別項目 1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 1.2 重大事故等対処設備 1.2.1 代替注水設備</p>	<p>ハ. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (1) 構造 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 プール水冷却系若しくはその他再処理設備の附属施設の冷却水設備の安全冷却水系（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用）の冷却機能が喪失し、又は補給水設備の注水機能が喪失し、燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、及び放射線を遮蔽するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。□</p>	<p>3. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 (1) 構造 3.2 重大事故等対処設備 3.2.1 代替注水設備 3.2.1.1 概要 燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、及び放射線を遮蔽するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。◇ 燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合は、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを接続し、第1貯水槽から燃料貯蔵プール等へ水を供給するための経路を構築することで、燃料貯蔵プール等へ注水しプール水位を維持する。◇</p>	<p>5 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、規格基準及び適用規格 (1) 基本設計方針 （「第1章 共通項目」の項は省略） 第2章 個別項目 1. 燃料取扱設備 2. 燃料貯蔵設備 3. 計測装置等 4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 4.1 燃料プール冷却浄化系 使用済燃料プールは、燃料プール冷却浄化系ポンプ、燃料プール冷却浄化系熱交換器、フィルタ脱塩器等で構成する燃料プール冷却浄化系を設け、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、使用済燃料からの崩壊熱を除去するとともに、使用済燃料プール水を浄化できる設計とする。また、補給水ラインを設け、使用済燃料プール水の補給が可能な設計とする。さらに、全炉心燃料を使用済燃料プールに取り出した場合や燃料プール冷却浄化系で使用済燃料プール水の冷却ができない場合は、残留熱除去系を用いて使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。 燃料プール冷却浄化系熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系を経て、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。 4.2 代替燃料プール注水系</p>	

【凡例】

下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)
 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分
 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項
 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所
 紫字：DB設備に関する記載（比較対象外箇所）
 〇：発電炉との差異の理由 □：許可からの変更点等

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（2 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="172 640 519 814"> （当社の記載） <不一致の理由> 許可の記載を踏襲し、代替注水設備の構成を記載しているため。 </p> <p data-bbox="172 1556 519 1669"> 【許可からの変更点】 「燃料貯蔵プール等」について対象を明確化した。 </p>	<p data-bbox="557 751 1012 850"> 代替注水設備は、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。注①a </p> <p data-bbox="557 1623 1012 1944"> 代替注水設備は、燃料仮置きピット、燃料貯蔵プール及び燃料送出しピット（以下、「燃料貯蔵プール等」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ注水し水位を維持することにより、使用済燃料を冷却し、及び放射線を遮蔽できる設計とする。注①a </p>	<p data-bbox="1056 751 1510 850"> 代替注水設備は、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。注①a </p> <p data-bbox="1056 884 1510 1045"> 水供給設備の一部である第1貯水槽並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である第1軽油貯槽及び第2軽油貯槽（以下「軽油貯槽」という。）を常設重大事故等対処設備として設置する。② </p> <p data-bbox="1056 1079 1510 1304"> 代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部である可搬型代替注水設備流量計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。② </p> <p data-bbox="1056 1623 1510 1885"> 代替注水設備は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ注水し水位を維持することにより、使用済燃料を冷却し、及び放射線を遮蔽できる設計とする。注①b </p>	<p data-bbox="1555 233 2024 495"> 3.2.1.2 系統構成及び主要設備 燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、及び放射線を遮蔽するため、代替注水設備を設ける。◇ </p> <p data-bbox="1555 529 2024 850"> （1）系統構成 燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の重大事故等対処設備として、代替注水設備を使用する。◇ 代替注水設備は、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。◇ </p> <p data-bbox="1555 884 2024 1014"> 水供給設備の一部である第1貯水槽及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。◇ </p> <p data-bbox="1555 1079 2024 1304"> 代替安全冷却水系の一部である可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ並びに計装設備の一部である可搬型代替注水設備流量計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。◇ </p> <p data-bbox="1555 1337 2024 1591"> 代替安全冷却水系の詳細については、「9.5.2.1 代替安全冷却水系」に、水供給設備の詳細については、「9.4.2.1 水供給設備」に、補機駆動用燃料補給設備の詳細については、「9.14 補機駆動用燃料補給設備」に、計装設備の詳細については、「6.2.1 計装設備」に示す。◇ </p> <p data-bbox="1555 1623 2024 1885"> （2）主要設備 代替注水設備は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ注水し水位を維持することにより、使用済燃料を冷却し、及び放射線を遮蔽できる設計とする。◇ </p>	<p data-bbox="2053 1623 2507 1917"> 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備として代替燃料プール注水系を設ける設計とする。 </p>	<p data-bbox="2552 1507 2819 1770"> （発電炉の記載） <不一致の理由> 臨界を防止する方針は同様であるが、当社の臨界防止は臨界防止設備による設計としており、別項目「1.2.4 臨界防止設備」にて記載するため。 </p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（3 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>る。注①b</p>		<p>①(P11)へ</p> <p>②(P17)へ</p> <p>③(P18)へ</p>	<p>また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備として代替燃料プール注水系を設ける設計とする。</p> <p>使用済燃料プールに接続する配管の破損等により、使用済燃料プール水戻り配管からサイフォン現象による水の漏えいが発生した場合に、原子炉建屋原子炉棟6階における線量率が放射線被ばくを管理する上で定めた線量率を満足できるよう、漏えいの継続を防止し、燃料体等からの放射線の遮蔽に必要となる水位を維持するため、戻り配管上部に静的サイフォンブレイカを設ける設計とする。</p> <p>静的サイフォンブレイカは、耐震性も含めて機器、弁類等の故障及び誤操作等によりその機能を喪失することのない設計とする。</p> <p>4.2.1 使用済燃料プール注水 残留熱除去系（使用済燃料プール水の冷却及び補給）及び燃料プール冷却浄化系の有する使用済燃料プールの冷却機能喪失又は残留熱除去系ポンプによる使用済燃料プールへの補給機能が喪失し、又は使用済燃料プールに接続する配管の破断等による使用済燃料プール水の小規模な漏えいにより使用済燃料プールの水位が低下した場合に、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための重大事故等対処設備のうち使用済燃料プールへの注水設備として、注水ライン、常設スプレイヘッド及び可搬型スプレイノズルを使用した代替燃料プール注水系を設ける設計とする。</p> <p>4.2.1.1 代替燃料プール注水系（注水ライン）を使用した使用済燃料プール注水 (1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン） 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン）は、常設低圧代替注水系ポンプにより、代替淡水貯槽の水を代替燃料プール注水系配管等を経由して使用済燃料プールへ注水することにより、使用済燃料プールの水位を維持できる設計とする。 常設低圧代替注水系ポンプによる代替</p>	
			<p>（発電炉の記載） <不一致の理由> 技術基準要求に基づき使用済燃料プールへ注水する基本方針は同様だが、発電炉では注水ライン、常設スプレイヘッド及び可搬型スプレイノズルを用いた注水手段を設けているのに対し、当社では「1.2.1 代替注水設備」に記載のとおり可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースによる注水手段を設けているため。</p>		
			<p>（発電炉の記載） <不一致の理由> 技術基準要求に基づき使用済燃料プールへ注水する基本方針は同様だが、発電炉では常設の注水ラインによる注水手段を設けているのに対し、当社では「1.2.1 代替注水設備」に記載のとおり可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースによる注水手段を設けているため。</p>		
			<p>（発電炉の記載） <不一致の理由> 使用済燃料プールへ注水する方針は同様であるが、発電炉は注水する手段として常設重大事故等対処設備を使用することに伴い、電気設備による給電について記載しているのに対し、当社は電源設備により給電しない可搬型重大事故等対処設備により注水する設計方針であるため。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（4 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
				<p>燃料プール注水系（注水ライン）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>④ (P20)へ また、使用済燃料プールは、使用済燃料貯蔵ラックの形状を維持した状態において、常設代替注水系ポンプを使用した代替燃料プール注水系（注水ライン）による冷却及び水位確保により使用済燃料プールの機能を維持し、実効増倍率が最も高くなる冠水状態においても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止できる設計とする。</p> <p>(2) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン） 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン）は、可搬型代替注水中型ポンプ（直列2台）により西側淡水貯水設備の水を、可搬型代替注水大型ポンプにより代替淡水貯槽の水を代替燃料プール注水系配管等を経由して使用済燃料プールへ注水することにより、使用済燃料プールの水位を維持できる設計とする。</p> <p>可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>⑤ (P20)へ また、使用済燃料プールは、使用済燃料貯蔵ラックの形状を維持した状態において、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプを使用した代替燃料プール注水系（注水ライン）による冷却及び水位確保により使用済燃料プールの機能を維持し、実効増倍率が最も高くなる冠水状態においても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止できる設計とする。</p> <p>⑥ (P7)へ 可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p> <p>⑦ (P8)へ 可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、想定される重大事故等時において、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な注水流量を有する設計とする。</p>	

（発電炉の記載）
＜不一致の理由＞
可搬型ポンプにより使用済燃料プールへ注水し、水位を維持する基本方針は同様だが、注水のための設備構成が異なるため。

（発電炉の記載）
＜不一致の理由＞
使用済燃料プールへ注水する方針は同様であるが、発電炉は注水する手段として可搬型代替注水中型ポンプへの給電について記載しているのに対し、当社は電源設備により給電しない可搬型重大事故等対処設備により注水する設計方針であるため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（5 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 技術基準要求に基づき使用済燃料プールへ注水する基本方針は同様だが、発電炉では常設の注水ラインによる注水手段を設けているのに対し、当社では「1.2.1 代替注水設備」に記載のとおり可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースによる注水手段を設けているため。</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 使用済燃料プールへ注水する方針は同様であるが、発電炉は注水する手段として常設重大事故等対処設備を使用することに伴い、電気設備による給電について記載しているのに対し、当社は電源設備により給電しない可搬型重大事故等対処設備により注水する設計方針であるため。</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 技術基準要求に基づき使用済燃料プールへ注水する基本方針は同様だが、発電炉では常設スプレイヘッドによる注水手段を設けているのに対し、当社では「1.2.1 代替注水設備」に記載のとおり可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースによる注水手段を設けているため。</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 使用済燃料プールへ注水する方針は同様であるが、発電炉は注水する手段として常設重大事故等対処設備を使用することに伴い、電気設備による給電について記載しているのに対し、当社は電源設備により給電しない可搬型重大事故等対処設備により注水する設計方針であるため。</p>	<p>4.2.1.2 代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）を使用した使用済燃料プール注水 (1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド） 常設低圧代替注水ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）は、常設低圧代替注水系ポンプにより、代替淡水貯槽の水を代替燃料プール注水系配管等を経由して常設スプレイヘッドから使用済燃料プールへ注水することにより、使用済燃料プールの水位を維持できる設計とする。 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>⑧ (P21) へ また、使用済燃料プールは、使用済燃料貯蔵ラックの形状を維持した状態において、常設代替注水系ポンプを使用した代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）による冷却及び水位確保により使用済燃料プールの機能を維持し、実効増倍率が最も高くなる冠水状態においても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止できる設計とする。 (2) 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド） 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）は、可搬型代替注水大型ポンプにより、代替淡水貯槽の水を代替燃料プール注水系配管等を経由して常設スプレイヘッドから使用済燃料プールへ注水することにより、使用済燃料プールの水位を維持できる設計とする。 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>⑨ (P21) へ また、使用済燃料プールは、使用済燃料貯蔵ラックの形状を維持した状態において、可搬型代替注水大型ポンプを使用した代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）による冷却及び水位確保により使用済燃料プールの機能を維持し、実効増倍率が最も高くなる冠水状態におい</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（6 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>⑩(P7)へ 可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p> <p>⑪(P8)へ 可搬型代替注水大型ポンプは、想定される重大事故等時において、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な注水流量を有する設計とする。</p> <p>⑫(P21)へ また、使用済燃料プールは、使用済燃料貯蔵ラックの形状を維持した状態において、可搬型代替注水大型ポンプを使用した代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズル）による冷却及び水位確保により使用済燃料プールの機能を維持し、実効増倍率が最も高くなる冠水状態においても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止できる設計とする。</p> <p>⑬(P7)へ 可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p> <p>⑭(P8)へ 可搬型代替注水大型ポンプは、想定される重大事故等時において、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な注水流量を有する設計とする。</p> <p>3.2.1.3 設計方針 (1) 多様性, 位置的分散 基本方針については、「1.7.18 (1) a. 多様性, 位置的分散」に示す。◇</p>	<p>でも実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止できる設計とする。</p> <p>可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p> <p>可搬型代替注水大型ポンプは、想定される重大事故等時において、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な注水流量を有する設計とする。</p> <p>4.2.1.3 代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した使用済燃料プール注水 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズル）は、可搬型代替注水大型ポンプにより代替淡水貯槽の水をホース等を経由して可搬型スプレイノズルから使用済燃料プールへ注水することにより、使用済燃料プールの水位を維持できる設計とする。</p>	
		<p>代替安全冷却水系の詳細については、「リ. (2)(i)(b)(ロ)2 代替安全冷却水系」に、水供給設備の詳細については、「リ. (2)(i)(b)(ロ)1 水供給設備」に、補機駆動用燃料補給設備の詳細については、「リ. (4)(vii)補機駆動用燃料補給設備」に、計装設備の詳細については、「へ. (3)(ii)(a)計装設備」に示す。②</p>	<p>（発電炉の記載） <不一致の理由> 技術基準要求に基づき使用済燃料プールへ注水する基本方針は同様だが、発電炉では可搬型スプレイノズルによる注水手段を設けているのに対し、当社では「1.2.1 代替注水設備」に記載のとおり可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースによる注水手段を設けているため。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（7 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第36条のうち多様性、位置的分散に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第36条のうち多様性、位置的分散に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第36条のうち悪影響防止に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p> <p>【「等」の解説】 「固縛等」とは設備を固定する手段の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。(以下同じ)</p>	<p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電気駆動である補給水設備のポンプとは異なる駆動方式である空冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とすることで、補給水設備に対して多様性を有する設計とする。注③a</p> <p>【許可からの変更点】 基本設計方針の記載に合わせ、記載の語尾を統一。(以下同じ)</p> <p>代替注水設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。注③b</p> <p>代替注水設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。注④a</p> <p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。注④b</p> <p>屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。注④c</p>	<p>代替注水設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電気駆動である補給水設備のポンプとは異なる駆動方式である空冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とすることで、補給水設備に対して多様性を有する設計とする。注③a</p> <p>【許可からの変更点】 補給水設備に対して多様性を有する設計とする設備である可搬型中型移送ポンプを記載</p> <p>代替注水設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。注③b</p> <p>代替注水設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。注④a</p> <p>屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。注④c</p>	<p>代替注水設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電気駆動である補給水設備のポンプとは異なる駆動方式である空冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とすることで、補給水設備に対して多様性を有する設計とする。◇</p> <p>代替注水設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。◇</p> <p>(2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18(1)b. 悪影響防止」に示す。◇ 代替注水設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。注④b</p> <p>屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>(3) 個数及び容量 基本方針については、「1.7.18(2)個数及び容量」に示す。◇</p>	<p>4.2.1.1 代替燃料プール注水系（注水ライン）を使用した使用済燃料プール注水（中略） 可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p> <p>4.2.1.2 代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）を使用した使用済燃料プール注水（中略） 可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p> <p>4.2.1.3 代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した使用済燃料プール注水（中略） 可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p>	<p>⑥(P4)から</p> <p>⑩(P6)から</p> <p>⑬(P6)から</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（8 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第36条のうち個数及び容量に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点】 仕様表対象設備の仕様は仕様表で示すため、基本設計方針では「十分な台数以上」と記載。（以下同じ）</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第36条のうち環境条件等に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点】 基本設計方針の構成に合わせて、当該設備の設計方針の記載箇所を明記。（以下同じ）</p>	<p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、燃料貯蔵プール等へ注水するために必要な注水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。注⑤a</p> <p>代替注水設備は、プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。注⑤b</p> <p>代替注水設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。注⑥a</p> <p>屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。注⑥b</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替注水設備は、「3. 自然現象」の「3. 1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。注⑥c</p>	<p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、燃料貯蔵プール等へ注水するために必要な注水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。注⑤a</p> <p>代替注水設備は、プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。注⑤b</p> <p>代替注水設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。注⑥a</p> <p>屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。注⑥b</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替注水設備は、「ロ. (7)(ii)(b)(ホ)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわな</p>	<p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、燃料貯蔵プール等へ注水するために必要な注水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。④⑤</p> <p>代替注水設備は、プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。④⑤</p> <p>（4）環境条件等 基本方針については、「1.7.18（3）環境条件等」に示す。④</p> <p>代替注水設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。④</p> <p>屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。④</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替注水設備は、「1.7.18（5）地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。④</p>	<p>4.2.1.1 代替燃料プール注水系（注水ライン）を使用した使用済燃料プール注水（中略） 可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、想定される重大事故等時において、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な注水流量を有する設計とする。⑦（P4）から</p> <p>4.2.1.2 代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）を使用した使用済燃料プール注水（中略） 可搬型代替注水大型ポンプは、想定される重大事故等時において、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な注水流量を有する設計とする。⑩（P6）から</p> <p>4.2.1.3 代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した使用済燃料プール注水（中略） 可搬型代替注水大型ポンプは、想定される重大事故等時において、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な注水流量を有する設計とする。⑭（P6）から</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 臨界を防止する方針は同様であるが、当社の臨界防止は臨界防止設備による設計としており、別項目「1.2.4 臨界防止設備」にて記載するため。</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 臨界を防止する方針は同様であるが、当社の臨界防止は臨界防止設備による設計としており、別項目「1.2.4 臨界防止設備」にて記載するため。</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 臨界を防止する方針は同様であるが、当社の臨界防止は臨界防止設備による設計としており、別項目「1.2.4 臨界防止設備」にて記載するため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（9 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 基本設計方針の記載に合わせ、記載の語尾を統一。（以下同じ）</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第36条のうち操作性の確保に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第36条のうち試験・検査に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p>	<p>代替注水設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。注⑥d</p> <p>屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰及び屋内へ配備する手順に関することを保安規定に定めて、管理する。注⑥e</p> <p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。注⑥f</p> <p>代替注水設備の接続口は、速やかに、容易かつ確実に現場での接続ができるよう、ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。注⑦</p> <p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、再処理施設の運転中又は停止中に外観確認、性能確認及び分解点検が可能な設計とする。注⑧</p>	<p>い設計とする。注⑥c</p> <p>代替注水設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。注⑥d</p> <p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。注⑥f</p> <p>代替注水設備の接続口は、速やかに、容易かつ確実に現場での接続ができるよう、ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。注⑦</p> <p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、再処理施設の運転中又は停止中に外観確認、性能確認及び分解点検が可能な設計とする。注⑧</p>	<p>代替注水設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰及び屋内へ配備する手順を整備する。注⑥e</p> <p>代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。◇</p> <p>（5） 操作性の確保 基本方針については、「1.7.18（4） a. 操作性の確保」に示す。◇ 代替注水設備の接続口は、速やかに、容易かつ確実に現場での接続ができるよう、ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。◇</p> <p>3.2.1.4 主要設備及び仕様 代替注水設備の主要設備の仕様を第3-5(1)表に、代替注水設備に関連するその他設備の概略仕様を第3-5(2)表～第3-5(5)表に、代替注水設備による対応に関する設備の系統概要図を第3-14図に示す。◇</p> <p>3.2.1.5 試験・検査 基本方針については、「1.7.18（4） b. 試験・検査性」に示す。◇ 代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、再処理施設の運転中又は停止中に外観確認、性能確認及び分解点検が可能な設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（10 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>2 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。</p> <p>ス① 臨① 監①</p>	<p>1.2.2 スプレイ設備</p> <p>スプレイ設備は、可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイヘッドで構成する。 ス①a</p>	<p>(b) スプレイ設備</p> <p>燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。①</p> <p>スプレイ設備は、可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイヘッドで構成する。 ス①a</p> <p>水供給設備の一部である第1貯水槽及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。②</p> <p>代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車、注水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ及び計装設備の一部である可搬型スプレイ設備流量計を</p>	<p>3.2.2 スプレイ設備</p> <p>3.2.2.1 概要</p> <p>燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。④</p> <p>燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合は、大型移送ポンプ車、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイヘッドを接続し、第1貯水槽から燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするための経路を構築することで、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイする。④</p> <p>3.2.2.2 系統構成及び主要設備</p> <p>燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和するため、スプレイ設備を設ける。④</p> <p>(1) 系統構成</p> <p>燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時に使用する設備は、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の重大事故等対処設備として、スプレイ設備を使用する。④</p> <p>スプレイ設備は、可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイヘッドで構成する。 ④</p> <p>水供給設備の一部である第1貯水槽及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。④</p> <p>代替安全冷却水系の一部であるホース展張車及び運搬車、注水設備の一部である大型移送ポンプ車及び可搬型建屋外ホース、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ及び計装設備の一部である可搬型スプレイ設備流量計を</p>		

(当社の記載)
＜不一致の理由＞
許可の記載を踏襲し、スプレイ設備の構成を記載しているため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（11 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>スプレイ設備は、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイすることにより、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和できる設計とする。ス①b</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備として配備する。②</p> <p>スプレイ設備は、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイすることにより、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和できる設計とする。ス①b</p> <p>代替安全冷却水系の詳細については、「リ. (2)(i)(b)(ロ)2 代替安全冷却水系」に、注水設備の詳細については、「リ. (4)(viii)(b)注水設備」に、水供給設備の詳細については、「リ. (2)(i)(b)(ロ)1 水供給設備」に、補機駆動用燃料補給設備の詳細については、「リ. (4)(vii)補機駆動用燃料補給設備」に、計装設備の詳細については、「へ. (3)(ii)(a)計装設備」に示す。②</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備として配備する。④</p> <p>代替安全冷却水系の詳細については、「9.5.2.1 代替安全冷却水系」に、注水設備の詳細については、「9.15.2 注水設備」に、水供給設備の詳細については、「9.4.2.1 水供給設備」に、補機駆動用燃料補給設備の詳細については、「9.14 補機駆動用燃料補給設備」に、計装設備の詳細については、「6.2.1 計装設備」に示す。④④</p> <p>(2) 主要設備 スプレイ設備は、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイすることにより、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和できる設計とする。④</p>	<p>4.2 代替燃料プール注水系 (中略) また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備として代替燃料プール注水系を設ける設計とする。</p> <p>4.2.2 使用済燃料プールスプレイ 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合に、燃料損傷を緩和するとともに、燃料損傷時には使用済燃料プール内の燃料体等の上部全面にスプレイすることによりできる限り環境への放射性物質の放出を低減するための重大事故等対処設備のうち使用済燃料プールスプレイ設備として、常設スプレイヘッダ及び可搬型スプレイノズルを使用した代替燃料プール注水系を設ける設計とする。</p> <p>4.2.2.1 代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッダ）を使用した使用済燃料プールスプレイ (1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代</p>	<p>①(P3)から</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 臨界を防止する方針は同様であるが、当社の臨界防止は臨界防止設備による設計としており、別項目「1.2.4 臨界防止設備」にて記載するため。</p>

(発電炉の記載)
<不一致の理由>
発電炉の許可整合に伴う記載であり、当社の許可整合の観点では記載されないため。

(発電炉の記載)
<不一致の理由>
技術基準要求に基づき使用済燃料プールへスプレイする基本方針は同様だが、発電炉では常設スプレイヘッダ及び可搬型スプレイノズルを用いたスプレイ手段を設けているのに対し、当社では「1.2.2 スプレイ設備」に記載のとおり可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイヘッダによるスプレイ手段を設けているため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（12 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 技術基準要求に基づき使用済燃料プールへスプレイする基本方針は同様だが、発電炉では常設スプレイヘッドによるスプレイ手段を設けているのに対し、当社では「1.2.1 代替注水設備」に記載のとおり可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースによる注水手段を設けているため。</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 使用済燃料プールへスプレイする方針は同様であるが、発電炉はスプレイする手段として常設重大事故等対処設備を使用することに伴い、電気設備による給電について記載しているのに対し、当社は電源設備により給電しない可搬型重大事故等対処設備によりスプレイする設計方針であるため。</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 技術基準要求に基づき使用済燃料プールへスプレイする基本方針は同様だが、発電炉では常設スプレイヘッドによるスプレイ手段を設けているのに対し、当社では「1.2.1 代替注水設備」に記載のとおり可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースによる注水手段を設けているため。</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 使用済燃料プールへスプレイする方針は同様であるが、発電炉はスプレイする手段として常設重大事故等対処設備を使用することに伴い、電気設備による給電について記載しているのに対し、当社は電源設備により給電しない可搬型重大事故等対処設備によりスプレイする設計方針であるため。</p>	<p>替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド） 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）は、常設低圧代替注水系ポンプにより、代替淡水貯蔵槽の水を代替燃料プール注水系配管等を経由して常設スプレイヘッドから使用済燃料プール内の燃料体等に直接スプレイすることにより、燃料損傷を緩和するとともに、環境への放射性物質の放出をできる限り低減できるよう、使用済燃料プールの全面に向けてスプレイし、使用済燃料プール内に貯蔵している燃料体等からの崩壊熱による蒸散量を上回る量をスプレイできる設計とする。</p> <p>常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>⑮(P16)へ 使用済燃料プール内へのスプレイ量は、試験により確認する。また、使用済燃料プールは、常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）にて、使用済燃料貯蔵ラック及び燃料体等を冷却し、臨界にならないように配慮したラック形状及び燃料配置において、いかなる一様な水密度であっても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止できる設計とする。</p> <p>⑯(P21)へ</p> <p>(2) 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド） 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）は、可搬型代替注水大型ポンプにより、代替淡水貯蔵槽の水を代替燃料プール注水系配管等を経由して常設スプレイヘッドから使用済燃料プール内の燃料体等に直接スプレイすることにより、燃料損傷を緩和するとともに、環境への放射性物質の放出をできる限り低減できるよう、使用済燃料プールの全面に向けてスプレイし、使用済燃料プール内に貯蔵している燃料体等からの崩壊熱による蒸散量を上回る量をスプレイできる設計とする。</p> <p>可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（13 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>⑰(P16)へ</p> <p>⑱(P22)へ</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 使用済燃料プールへスプレイするため可搬型ポンプを使用する方針は同様だが、当社では当該可搬型ポンプは第44条（工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）の設備として整理しているため。</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 使用済燃料プールへスプレイし、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和する基本方針は同様だが、設備構成が異なるため。 また、許可の記載を踏襲し、スプレイ設備の基本設計方針を記載しているため。</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の許可整合に伴う記載であり、当社の許可整合の観点では記載されないため。</p> <p>⑲(P16)へ</p> <p>⑳(P22)へ</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 使用済燃料プールへスプレイするため可搬型ポンプを使用する方針は同様だが、当社では当該可搬型ポンプは第44条（工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）の設備として整理しているため。</p>	<p>ダ）は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料プール内へのスプレイ量は、試験により確認する。また、使用済燃料プールは、可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）にて、使用済燃料貯蔵ラック及び燃料体等を冷却し、臨界にならないように配慮したラック形状及び燃料配置において、いかなる様な水密度であっても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止できる設計とする。</p> <p>可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p> <p>4.2.2.2 代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した使用済燃料プールスプレイ</p> <p>可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズル）は、可搬型代替注水大型ポンプにより、代替淡水貯槽の水をホース等を経由して可搬型スプレイノズルから使用済燃料プール内の燃料体等に直接スプレイすることにより、燃料損傷を緩和するとともに、環境への放射性物質の放出をできる限り低減できるよう使用済燃料プールの全面に向けてスプレイし、使用済燃料プール内に貯蔵している燃料体等からの崩壊熱による蒸散量を上回る量をスプレイできる設計とする。</p> <p>使用済燃料プール内へのスプレイ量は、試験により確認する。また、使用済燃料プールは、可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズル）にて、使用済燃料貯蔵ラック及び燃料体等を冷却し、臨界にならないように配慮したラック形状及び燃料配置において、いかなる様な水密度であっても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止できる設計とする。</p> <p>可搬型代替注水大型ポンプは、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（14 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第 36 条のうち多様性、位置的分散に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第 36 条のうち悪影響防止に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第 36 条のうち個数及び容量に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第 36 条のうち環境条件等に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p>	<p>スプレイ設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。ス③</p> <p>スプレイ設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。ス④a</p> <p>屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。ス④b</p> <p>スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするために、注水設備の大型移送ポンプ車からの送水により必要なスプレイ流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な基数以上を確保する設計とする。ス⑤a</p> <p>スプレイ設備は、プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。ス⑤b</p> <p>スプレイ設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受</p>	<p>スプレイ設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。ス③</p> <p>スプレイ設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。ス④a</p> <p>屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。ス④b</p> <p>スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするために、注水設備の大型移送ポンプ車からの送水により必要なスプレイ流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として 12 基、予備として故障時のバックアップを 12 基の合計 24 基以上を確保する。ス⑤a</p> <p>スプレイ設備は、プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を 1 セット確保する。ス⑤b</p> <p>スプレイ設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受</p>	<p>3.2.2.3 設計方針 (1) 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.7.18 (1) a. 多様性、位置的分散」に示す。Ⓐ スプレイ設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。Ⓐ</p> <p>(2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18 (1) b. 悪影響防止」に示す。Ⓐ スプレイ設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。Ⓐ</p> <p>屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。Ⓐ</p> <p>(3) 個数及び容量 基本方針については、「1.7.18 (2) 個数及び容量」に示す。Ⓐ スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするために、注水設備の大型移送ポンプ車からの送水により必要なスプレイ流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として 12 基、予備として故障時のバックアップを 12 基の合計 24 基以上を確保する。ⒶⒶ</p> <p>スプレイ設備は、プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を 1 セット確保する。ⒶⒶ</p> <p>(4) 環境条件等 基本方針については、「1.7.18(3) 環境条件等」に示す。Ⓐ スプレイ設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（15 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「コンテナ等」とは屋外に保管する設備を収納するための手段の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。（以下同じ）</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第36条のうち操作性の確保に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p>	<p>入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。ス⑥a</p> <p>スプレー設備の可搬型スプレーヘッドは、汽水の影響に対してアルミニウム合金を使用する設計とする。ス⑥b</p> <p>屋外に保管するスプレー設備の可搬型スプレーヘッドは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。ス⑥c</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いるスプレー設備は、「3. 自然現象」の「3. 1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。ス⑥d</p> <p>屋外に保管するスプレー設備の可搬型スプレーヘッドは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順に関することを保安規定に定めて、管理する。ス⑥e</p> <p>スプレー設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。ス⑥f</p> <p>スプレー設備の可搬型スプレーヘッドは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置後は、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な注水設備の大型移送ポンプ車の操作により水のスプレーが可能な設計とする。ス⑥g</p> <p>スプレー設備の接続口は、速やかに、容易かつ確実に現場での接続ができるよう、ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。ス⑦</p>	<p>入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。ス⑥a</p> <p>スプレー設備の可搬型スプレーヘッドは、汽水の影響に対してアルミニウム合金を使用する設計とする。ス⑥b</p> <p>屋外に保管するスプレー設備の可搬型スプレーヘッドは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。ス⑥c</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いるスプレー設備は、「ロ. (7)(ii)(b)(ホ)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。ス⑥d</p> <p>スプレー設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。ス⑥f</p> <p>スプレー設備の可搬型スプレーヘッドは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置後は、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な注水設備の大型移送ポンプ車の操作により水のスプレーが可能な設計とする。ス⑥g</p> <p>スプレー設備の接続口は、速やかに、容易かつ確実に現場での接続ができるよう、ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。ス⑦</p>	<p>入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>スプレー設備の可搬型スプレーヘッドは、汽水の影響に対してアルミニウム合金を使用する設計とする。◇</p> <p>屋外に保管するスプレー設備の可搬型スプレーヘッドは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。◇</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いるスプレー設備は、「1.7.18 (5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>屋外に保管するスプレー設備の可搬型スプレーヘッドは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を整備する。ス⑥e</p> <p>スプレー設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>スプレー設備の可搬型スプレーヘッドは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置後は、線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な注水設備の大型移送ポンプ車の操作により水のスプレーが可能な設計とする。◇</p> <p>(5) 操作性の確保 基本方針については、「1.7.18(4) a. 操作性の確保」に示す。◇ スプレー設備の接続口は、速やかに、容易かつ確実に現場での接続ができるよう、ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（16 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 技術基準規則第36条のうち試験・検査に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p>	<p>スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。ス⑧</p> <p>1.2.3 漏えい抑制設備</p>	<p>スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。ス⑧</p> <p>(c) 漏えい抑制設備</p> <p>燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置する。㊦</p>	<p>3.2.2.4 主要設備及び仕様 スプレイ設備の主要設備の仕様を第3-6(1)表に、スプレイ設備に関連するその他設備の概略仕様を第3-6(2)表～第3-6(6)表に、スプレイ設備による対応に関する設備の系統概要図を第3-15図に示す。㊦</p> <p>3.2.2.5 試験・検査 基本方針については、「1.7.18(4) b. 試験・検査性」に示す。㊦ スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。㊦</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 当社の場合、スプレイ量については個数及び容量の項目に係る添付書類「VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」にて説明するため。</p> <p>3.2.3 漏えい抑制設備 3.2.3.1 概要 燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置する。㊦ 3.2.3.2 系統構成及び主要設備 燃料貯蔵プール等からの水の漏えいを抑制するため、漏えい抑制設備を設ける。㊦ (1) 系統構成 燃料貯蔵プール等の冷却機能若しくは注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要</p>	<p>4.2.2.1 代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）を使用した使用済燃料プールスプレイ (1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド） (中略) 使用済燃料プール内へのスプレイ量は、試験により確認する。 (2) 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド） (中略) 使用済燃料プール内へのスプレイ量は、試験により確認する。</p> <p>4.2.2.2 代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した使用済燃料プールスプレイ (中略) 使用済燃料プール内へのスプレイ量は、試験により確認する。</p>	<p>⑮(P12)から</p> <p>⑰(P13)から</p> <p>⑱(P13)から</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（17 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 許可の記載を踏襲し、漏えい抑制設備の構成を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設特有の設備である止水板及び蓋の機能を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第36条のうち環境条件等に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第36条のうち悪影響防止に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p>	<p>漏えい抑制設備は、サイフォンブレイカ並びに設計基準対象の施設と兼用する溢水防護設備の止水板及び蓋で構成する。抑①a</p> <p>漏えい抑制設備のサイフォンブレイカは、プール水冷却系の配管の破断によるサイフォン効果が発生した場合において、サイフォン効果を停止することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。抑①b</p> <p>漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、地震によるスロッシングが発生した場合において、燃料貯蔵プール等からの溢水を抑制することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。抑①c</p> <p>重大事故等における条件に対して漏えい抑制設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対する健全性を確保する設計とする。抑⑥a</p> <p>漏えい抑制設備のサイフォンブレイカは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。抑④a</p> <p>漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。抑④b</p>	<p>漏えい抑制設備は、サイフォンブレイカで構成する。抑①a また、設計基準対象の施設と兼用する溢水防護設備の止水板及び蓋を常設重大事故等対処設備として位置付ける。抑①a</p> <p>漏えい抑制設備のサイフォンブレイカは、プール水冷却系の配管の破断によるサイフォン効果が発生した場合において、サイフォン効果を停止することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。抑①b</p> <p>漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、地震によるスロッシングが発生した場合において、燃料貯蔵プール等からの溢水を抑制することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。抑①c</p> <p>重大事故等における条件に対して漏えい抑制設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対する健全性を確保する設計とする。抑⑥a</p> <p>漏えい抑制設備のサイフォンブレイカは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。抑④a</p> <p>漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。抑④b</p>	<p>因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合の重大事故等対処設備として、漏えい抑制設備を使用する。◇ 漏えい抑制設備は、サイフォンブレイカで構成する。◇ また、設計基準対象の施設と兼用する溢水防護設備の止水板及び蓋を常設重大事故等対処設備として位置付ける。◇</p> <p>(2) 主要設備 漏えい抑制設備のサイフォンブレイカは、プール水冷却系の配管の破断によるサイフォン効果が発生した場合において、サイフォン効果を停止することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。◇</p> <p>漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、地震によるスロッシングが発生した場合において、燃料貯蔵プール等からの溢水を抑制することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。◇</p> <p>3.2.3.3 設計方針 (1) 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.7.18(1) a. 多様性、位置的分散」に示す。◇ 重大事故等における条件に対して漏えい抑制設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対する健全性を確保する設計とする。◇ 重大事故等時の環境条件に対する健全性については、「3.2.3.3(4)環境条件等」に記載する。◇</p> <p>(2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18(1) b. 悪影響防止」に示す。◇ 漏えい抑制設備のサイフォンブレイカは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>(3) 個数及び容量 基本方針については、「1.7.18(2)個</p>	<p>4.2 代替燃料プール注水系 (中略) 使用済燃料プールに接続する配管の破損等により、使用済燃料プール水戻り配管からサイフォン現象による水の漏えいが発生した場合に、原子炉建屋原子炉棟6階における線量率が放射線被ばくを管理する上で定めた線量率を満足できるように、漏えいの継続を防止し、燃料体等からの放射線の遮蔽に必要となる水位を維持するため、戻り配管上部に静的サイフォンブレイカを設ける設計とする。</p>	<p>②(P3)から</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉間の比較による基本設計方針の明確化であり、当社の許可整合の観点では記載されないため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（18 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第36条のうち個数及び容量に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p>	<p>漏えい抑制設備のサイフォンブレイカは、プール水冷却系の配管が破断した際に発生を想定するサイフォン効果を停止するために必要な孔径を有する設計とする。抑⑤</p>	<p>漏えい抑制設備のサイフォンブレイカは、プール水冷却系の配管が破断した際に発生を想定するサイフォン効果を停止するために必要な孔径を有する設計とする。抑⑤</p>	<p>数及び容量」に示す。④ 漏えい抑制設備のサイフォンブレイカは、プール水冷却系の配管が破断した際に発生を想定するサイフォン効果を停止するために必要な孔径を有する設計とする。④</p>		
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第36条のうち環境条件等に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p>	<p>漏えい抑制設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。抑⑥b</p>	<p>漏えい抑制設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。抑⑥b</p>	<p>（4）環境条件等 基本方針については、「1.7.18(3)環境条件等」に示す。④ 漏えい抑制設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。④</p>		
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第36条のうち環境条件等に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる漏えい抑制設備は、「3. 自然現象」の「3.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。抑⑥c</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる漏えい抑制設備は、「ロ.(7)(ii)(b)(ホ)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。抑⑥c</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる漏えい抑制設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。④</p>	<p>4.2 代替燃料プール注水系 (中略) 静的サイフォンブレイカは、耐震性も含めて機器、弁類等の故障及び誤操作等によりその機能を喪失することのない設計とする。</p>	<p>③(P3)から</p>
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第36条のうち環境条件等に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p>	<p>漏えい抑制設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。抑⑥d</p>	<p>漏えい抑制設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。抑⑥d</p>	<p>漏えい抑制設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。④</p>		<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 静的サイフォンブレイカについて機能喪失しない設計とすることは同一だが、当社の場合、サイフォンブレイカは許可において操作を要しないとしており、基本設計方針に反映不要と整理しているため。</p>
<p>【「等」の解説】 「風（台風）等」とは建屋により損傷を防止する自然現象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。（以下同じ）</p>			<p>（5）操作性の確保 漏えい抑制設備は、操作を要しない。④</p>		
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第36条のうち試験・検査に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p>	<p>漏えい抑制設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。抑⑧</p>	<p>漏えい抑制設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。抑⑧</p>	<p>3.2.3.4 主要設備及び仕様 漏えい抑制設備の主要設備の仕様を第3-7表に示す。④ 3.2.3.5 試験・検査 基本方針については、「1.7.18(4)b. 試験・検査性」に示す。④ 漏えい抑制設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（19 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 許可の記載を踏襲し、臨界防止設備の構成を記載しているため。</p> <p>【許可からの変更点】 設備名称の明確化。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 再処理施設特有の設備である臨界防止設備の機能を記載しているため。</p>	<p>1.2.4 臨界防止設備</p> <p>臨界防止設備は、設計基準対象の施設と兼用する燃料受入れ設備の燃料仮置きラック、燃料貯蔵設備の燃料貯蔵ラック並びに燃料送出し設備のバスケット及びバスケット仮置き架台（実入り用）で構成する。臨①a</p> <p>臨界防止設備は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内における使用済燃料の臨界を防止できる設計とする。臨①b</p>	<p>(d) 臨界防止設備</p> <p>燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>また、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。臨①</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する燃料受入れ設備の燃料仮置きラック並びに燃料貯蔵設備の燃料貯蔵ラック、バスケット及びバスケット仮置き架台（実入り用）を臨界防止設備の常設重大事故等対処設備として位置付ける。臨①a</p> <p>臨界防止設備は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内における使用済燃料の臨界を防止できる設計とする。臨①b</p>	<p>3.2.4 臨界防止設備</p> <p>3.2.4.1 概要</p> <p>燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>また、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。臨①</p> <p>3.2.4.2 系統構成及び主要設備</p> <p>燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の臨界を防止するため、臨界防止設備を設ける。臨①</p> <p>(1) 系統構成</p> <p>燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の重大事故等対処設備として、臨界防止設備を使用する。臨①</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する燃料受入れ設備の燃料仮置きラック並びに燃料貯蔵設備の燃料貯蔵ラック、バスケット及びバスケット仮置き架台（実入り用）を臨界防止設備の常設重大事故等対処設備として位置付ける。臨①</p> <p>(2) 主要設備</p> <p>臨界防止設備は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等内における使用済燃料の臨界を防止できる設計とする。臨①</p>	<p>4.2 代替燃料プール注水系</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備として代替燃料プール注水系を設ける設計とする。</p> <p>また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 使用済燃料を冷却し、及び放射線を遮蔽するために使用済燃料プールへ注水する方針は同様であるが、当社はこれらを代替注水設備による設計としており、別項目「1.2.1 代替注水設備」にて記載するため。</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 使用済燃料プール内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和する方針は同様であるが、当社はこれらをスプレイ設備による設計としており、別項目「1.2.2 スプレイ設備」にて記載するため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（20 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
				<p>を防止するために必要な重大事故等対処設備として代替燃料プール注水系を設ける設計とする。</p> <p>4.2.1.1 代替燃料プール注水系（注水ライン）を使用した使用済燃料プール注水 (1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン） (中略) また、使用済燃料プールは、使用済燃料貯蔵ラックの形状を維持した状態において、常設代替注水系ポンプを使用した代替燃料プール注水系（注水ライン）による冷却及び水位確保により使用済燃料プールの機能を維持し、実効増倍率が最も高くなる冠水状態においても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止できる設計とする。</p> <p>(2) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン） (中略) また、使用済燃料プールは、使用済燃料貯蔵ラックの形状を維持した状態において、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプを使用した代替燃料プール注水系（注水ライン）による冷却及び水位確保により使用済燃料プールの機能を維持し、実効増倍率が最も高くなる冠水状態においても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止できる設計とする。</p> <p>4.2.1.2 代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）を使用した使用済燃料プール注水 (1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド） (中略) また、使用済燃料プールは、使用済燃料貯蔵ラックの形状を維持した状態において、常設代替注水系ポンプを使用した代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）による冷却及び水位確保により使用済燃料プールの機能を維持し、実効増倍率が最も高くなる冠水状態においても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止できる設計とする。</p> <p>(2) 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド） (中略)</p>	<p>④(P4)から</p> <p>⑤(P4)から</p> <p>⑧(P5)から</p> <p>⑨(P5)から</p>

(発電炉の記載)
 <不一致の理由>
 発電炉の許可整合に伴う記載であり、当社の許可整合の観点では記載されないため。

(発電炉の記載)
 <不一致の理由>
 発電炉の許可整合に伴う記載であり、当社の許可整合の観点では記載されないため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（21 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
				<p>また、使用済燃料プールは、使用済燃料貯蔵ラックの形状を維持した状態において、可搬型代替注水大型ポンプを使用した代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）による冷却及び水位確保により使用済燃料プールの機能を維持し、実効増倍率が最も高くなる冠水状態においても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止できる設計とする。</p> <p>4.2.1.3 代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した使用済燃料プール注水 （中略） また、使用済燃料プールは、使用済燃料貯蔵ラックの形状を維持した状態において、可搬型代替注水大型ポンプを使用した代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズル）による冷却及び水位確保により使用済燃料プールの機能を維持し、実効増倍率が最も高くなる冠水状態においても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止できる設計とする。</p> <p>4.2.2.1 代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）を使用した使用済燃料プールスプレイ （1）常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド） （中略） また、使用済燃料プールは、常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）にて、使用済燃料貯蔵ラック及び燃料体等を冷却し、臨界にならないように配慮したラック形状及び燃料配置において、いかなる一様な水密度であっても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止できる設計とする。</p> <p>（2）可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド） （中略） また、使用済燃料プールは、可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）にて、使用済燃料貯蔵ラック及び燃料体等を冷却し、臨界にならないように配慮したラック形状及び燃料配置において、いかなる一様な水密度であっても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止できる設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>⑫(P6)から</p> <p>⑬(P12)から</p> <p>⑭(P13)から</p>

（発電炉の記載）
＜不一致の理由＞
発電炉の許可整合に伴う記載であり、当社の許可整合の観点では記載されないため。

（発電炉の記載）
＜不一致の理由＞
発電炉の許可整合に伴う記載であり、当社の許可整合の観点では記載されないため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（22 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第36条のうち環境条件等に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第36条のうち悪影響防止に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第36条のうち個数及び容量に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準規則第36条のうち環境条件等に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p>	<p>重大事故等における条件に対して臨界防止設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対する健全性を確保する設計とする。臨⑥a</p> <p>臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。臨④</p> <p>臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に、臨界を防止するために必要な燃料間距離を有する設計とする。臨⑤</p> <p>臨界防止設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。臨⑥b</p>	<p>重大事故等における条件に対して臨界防止設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対する健全性を確保する設計とする。臨⑥a</p> <p>臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。臨④</p> <p>臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に、臨界を防止するために必要な燃料間距離を有する設計とする。臨⑤</p> <p>臨界防止設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。臨⑥b</p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉の許可整合に伴う記載であり、当社の許可整合の観点では記載されないため。</p> <p>3.2.4.3 設計方針 (1) 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.7.18(1) a. 多様性、位置的分散」に示す。◇ 重大事故等における条件に対して臨界防止設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対する健全性を確保する設計とする。◇ 重大事故等時の環境条件に対する健全性については、「3.2.4.3(4)環境条件等」に記載する。◇</p> <p>(2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18(1) b. 悪影響防止」に示す。◇ 臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>(3) 個数及び容量 基本方針については、「1.7.18(2)個数及び容量」に示す。◇ 臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に、臨界を防止するために必要な燃料間距離を有する設計とする。◇</p> <p>(4) 環境条件等 基本方針については、「1.7.18(3)環境条件等」に示す。◇ 臨界防止設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。◇</p>	<p>4.2.2.2 代替燃料プール注水系（可搬型スプレインズル）を使用した使用済燃料プールスプレイ (中略) また、使用済燃料プールは、可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（可搬型スプレインズル）にて、使用済燃料貯蔵ラック及び燃料体等を冷却し、臨界にならないように配慮したラック形状及び燃料配置において、いかなる一様な水密度であっても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界を防止できる設計とする。</p>	<p>⑳(P13)から</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（23 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 技術基準規則第36条のうち試験・検査に係る設計上考慮すべき事項を記載しているため。</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる臨界防止設備は、「3. 自然現象」の「3. 1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。臨⑥c</p> <p>臨界防止設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。臨⑥d</p> <p>臨界防止設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。臨⑧</p> <p>1.2.5 監視設備</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる臨界防止設備は、「ロ.(7)(ii)(b)(ホ)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。臨⑥c</p> <p>臨界防止設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。臨⑥d</p> <p>臨界防止設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。臨⑧</p> <p>(e) 監視設備</p> <p>燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>また、燃料貯蔵プール等の状態を監視するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。㊦</p>	<p>臨界防止設備は、「1.7.18(5)地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。㊦</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる臨界防止設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。㊦</p> <p>(5) 操作性の確保 臨界防止設備は、操作を要しない。㊦</p> <p>3.2.4.4 主要設備及び仕様 臨界防止設備の主要設備の仕様を第3-8表に示す。㊦</p> <p>3.2.4.5 試験・検査 基本方針については、「1.7.18(4)b. 試験・検査性」に示す。㊦</p> <p>臨界防止設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。㊦</p> <p>3.2.5 監視設備 3.2.5.1 概要 燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>また、燃料貯蔵プール等の状態を監視するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。㊦</p> <p>3.2.5.2 系統構成及び主要設備 燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定し、燃料貯蔵プー</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（24 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 許可の記載を踏襲し、監視設備の構成を記載しているため。</p>	<p>監視設備は、計装設備の一部である可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット、可搬型監視ユニット、可搬型計測ユニット用空気圧縮機及びけん引車で構成する。監①a</p>	<p>監視設備は、計装設備の一部である可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット、可搬型監視ユニット、可搬型計測ユニット用空気圧縮機及びけん引車、代替安全冷却水系の一部である運搬車、代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、代替所内電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽及び軽油用タンクローリ^②で構成する。監①a</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>計装設備の一部である可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、</p>	<p>ル等の状態を監視するため、監視設備を設ける。④</p> <p>(1) 系統構成 燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合の重大事故等対処設備として、監視設備を使用する。④</p> <p>監視設備は、計装設備の一部である可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット、可搬型監視ユニット、可搬型計測ユニット用空気圧縮機及びけん引車、代替安全冷却水系の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、代替所内電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽及び軽油用タンクローリで構成する。④</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>計装設備の一部である可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（25 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とする。監①b</p> <p>監視設備の可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE及び可搬型計測ユニット用空気圧縮機は、燃料貯蔵プール等の水温上昇に伴い使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の温度が上昇した場合において、冷却</p>	<p>可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット、可搬型監視ユニット、可搬型計測ユニット用空気圧縮機及びけん引車、代替安全冷却水系の一部である運搬車、代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、代替所内電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。㊦</p> <p>監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とする。監①b</p> <p>監視設備の可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE及び可搬型計測ユニット用空気圧縮機は、燃料貯蔵プール等の水温上昇に伴い使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の温度が上昇した場合において、冷却</p>	<p>可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット、可搬型監視ユニット、可搬型計測ユニット用空気圧縮機、可搬型空冷ユニット用ホース及びけん引車、代替安全冷却水系の一部である運搬車、代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機、代替所内電気設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型電源ケーブル並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。㊦</p> <p>(2) 主要設備 監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とする。㊦</p> <p>監視設備の可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE及び可搬型計測ユニット用空気圧縮機は、燃料貯蔵プール等の水温上昇に伴い使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の温度が上昇した場合において、冷却</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（26 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 監視設備の基本設計方針は「4. 計測制御系統施設」に記載していることから、当該箇所に示している旨を記載。</p>	<p>空気を供給することにより、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）を冷却し保護できる設計とする。監①c</p> <p>監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット及び可搬型監視ユニットは、代替電源設備から受電できる設計とする。監①d</p> <p>監視設備における重大事故等対処設備としての基本設計方針については「4. 計測制御系統施設」に示す。</p>	<p>空気を供給することにより、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）を冷却し保護できる設計とする。監①c</p> <p>監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット及び可搬型監視ユニットは、代替電源設備から受電できる設計とする。監①d</p> <p>代替安全冷却水系の詳細については、「リ. (2)(i)(b)(ロ)2 代替安全冷却水系」に、補機駆動用燃料補給設備の詳細については、「リ. (4)(vii)補機駆動用燃料補給設備」に、代替電源設備の詳細については、「リ. (1)(i)(b)(ロ)1 代替電源設備」に、代替所内電気設備の詳細については、「リ. (1)(i)(b)(ロ)2 代替所内電気設備」に、計装設備の詳細については、「ヘ. (3)(ii)(a)計装設備」に、電気設備の詳細については、「リ. (1)(i)(b)(ロ)3 受電開閉設備」から「リ. (1)(i)(b)(ロ)7 計測制御用交流電源設備」に示す。②</p>	<p>空気を供給することにより、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）を冷却し保護できる設計とする。◇</p> <p>監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアパージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD及び可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット及び可搬型監視ユニットは、代替電源設備から受電できる設計とする。◇</p> <p>3.2.5.3 設計方針 監視設備の主要な設備の設計方針については、「6.2.1.2 設計方針」に示す。◇</p> <p>3.2.5.4 主要設備及び仕様 監視設備に関連するその他設備の概略仕様を第3-9(1)表～第3-9(4)表に、監視設備による対応に関する設備の系統概要図を第3-16図に示す。◇</p> <p>3.2.5.5 試験・検査 監視設備の主要な設備の試験・検査については、「6.2.1.5 試験・検査」に示す。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（27 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>(2) 主要な設備及び機器の種類④</p> <p>(ii) 重大事故等対処設備</p> <p>(a) 代替注水設備</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>可搬型中型移送ポンプ（燃料貯蔵プール等への注水に使用する設備）</p> <p>3 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</p> <p>容量 約 240 m³/h/台</p> <p>可搬型建屋外ホース 1 式</p> <p>可搬型建屋内ホース 1 式</p> <p>(b) スプレイ設備</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>可搬型建屋内ホース 1 式</p> <p>可搬型スプレイヘッド 24 基（予備として故障時のバックアップを12基）</p> <p>(c) 漏えい抑制設備</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>サイフォンブレーカ 1 式</p> <p>止水板及び蓋（「リ. (4)(v) 溢水防護設備」と兼用）</p> <p>(d) 臨界防止設備</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>燃料仮置きラック（「ハ. (2)(i)(a) 使用済燃料受入れ設備」と兼用）</p>	<p>第3-5表(1) 代替注水設備の主要設備の仕様</p> <p>(1) 代替注水設備</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>a. 可搬型中型移送ポンプ</p> <p>種類 うず巻き式</p> <p>台数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</p> <p>容量 約 240m³/h/台</p> <p>b. 可搬型建屋外ホース</p> <p>数量 1式</p> <p>c. 可搬型建屋内ホース</p> <p>数量 1式</p> <p>第3-6表(1) スプレイ設備の主要設備の仕様</p> <p>(1) スプレイ設備</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>a. 可搬型建屋内ホース</p> <p>数量 1式</p> <p>b. 可搬型スプレイヘッド</p> <p>基数 24（予備として故障時のバックアップを12基）</p> <p>第3-7表 漏えい抑制設備の主要設備の仕様</p> <p>(1) 漏えい抑制設備</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>a. サイフォンブレーカ</p> <p>数量 1式</p> <p>b. 止水板及び蓋（「9.12 溢水防護設備」と兼用）</p> <p>数量 1式</p> <p>第3-8表 臨界防止設備の主要設備の仕様</p> <p>(1) 臨界防止設備</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>a. 燃料仮置きラック（「3.1.4.1 使用済燃料受入れ設備」と兼用）</p> <p>「第3-1表 使用済燃料受入れ設備の主</p>	<p>（「4.3 代替燃料プール冷却系」の項は省略）</p> <p>（「4.4 原子炉建屋放水設備」の項は省略）</p> <p>4.5 使用済燃料プールの水質維持</p> <p>4.6 使用済燃料プール接続配管</p> <p>（「4.7 水源, 代替水源供給設備」の項は省略）</p> <p>（「5. 主要対象設備」の項は省略）</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第42条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）（28 / 28）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>燃料貯蔵ラック（「ハ.（2）（i）（b）使用済燃料貯蔵設備」と兼用）</p> <p>バスケット（「ハ.（2）（i）（b）使用済燃料貯蔵設備」と兼用）</p> <p>バスケット仮置き架台（実入り用）（「ハ.（2）（i）（b）使用済燃料貯蔵設備」と兼用）</p> <p>（e）監視設備 「ヘ.（3）（ii）（a）計装設備」に示す。</p>	<p>要設備の仕様」に記載する。</p> <p>b. 燃料貯蔵ラック（「3.1.4.2 使用済燃料貯蔵設備」と兼用） 「第3-2表 使用済燃料貯蔵設備の主要設備の仕様」に記載する。</p> <p>c. バスケット（「3.1.4.2 使用済燃料貯蔵設備」と兼用） 「第3-2表 使用済燃料貯蔵設備の主要設備の仕様」に記載する。</p> <p>d. バスケット仮置き架台（実入り用）（「3.1.4.2 使用済燃料貯蔵設備」と兼用） 「第3-2表 使用済燃料貯蔵設備の主要設備の仕様」に記載する。</p>		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第四十二条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備					
1. 技術基準の条文, 解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方 (理由)	項・号	解釈	添付書類
注①	使用済燃料貯蔵槽への注水に必要な設備設計	技術基準規則 (第四十二条) の要求事項を受けている内容	1 項	—	a c
ス①	使用済燃料貯蔵槽へのスプレイに必要な設備設計	技術基準規則 (第四十二条) の要求事項を受けている内容	2 項	—	a c
抑①	使用済燃料貯蔵槽の水の漏えい抑制に必要な設備設計	技術基準規則 (第四十二条) の要求事項を受けている内容	1 項	—	a c
臨①	使用済燃料貯蔵槽の使用済燃料の臨界の防止に必要な設備設計	技術基準規則 (第四十二条) の要求事項を受けている内容	1 項 2 項	—	a c
監①	使用済燃料貯蔵槽の使用済燃料の監視に必要な設備設計	事業変更許可申請書における設計方針	—	—	a c
②	欠番				
注③ ス③	多様性、位置的分散に関する内容	技術基準規則 (第三十六条) に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則 (第四十二条) の設備として考慮すべき特記事項	2 項 3 項 二 四 六 号	— —	b
注④ ス④ 抑④ 臨④	悪影響防止に関する内容	技術基準規則 (第三十六条) に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則 (第四十二条) の設備として考慮すべき特記事項	1 項 六 号	—	b
注⑤ ス⑤ 抑⑤ 臨⑤	個数及び容量に関する内容	技術基準規則 (第三十六条) に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則 (第四十二条) の設備として考慮すべき特記事項	1 項 一 号	—	a
注⑥ ス⑥ 抑⑥ 臨⑥	環境条件等に関する内容	技術基準規則 (第三十六条) に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則 (第四十二条) の設備として考慮すべき特記事項	1 項 二 七 号 3 項 三 四 号	— —	b
注⑦ ス⑦	操作性の確保に関する内容	技術基準規則 (第三十六条) に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則 (第四十二条) の設備として考慮すべき特記事項	1 項 三 五 号	—	b

		項	3項 一号 五号	—	
注⑧ ス⑧ 抑⑧ 臨⑧	試験・検査の確保に関する内容	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十二条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 四号	—	b

2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
①	重複記載	前後述の本文に重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—
②	他条文との重複記載	第四十二条以外の基本設計方針にて重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—
③	仕様表等の呼び込み	仕様表等の呼び込み場所の記載であるため、基本設計方針に記載しない。	—
④	設備仕様	仕様表にて記載する。	d

3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
◇	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。	—
◇	他条文との重複記載	第四十二条以外の基本設計方針にて重複した記載があることから、基本設計方針に記載しない。	—
◇	仕様表等の呼び込み	仕様表等の呼び込み場所の記載であるため、基本設計方針に記載しない。	—
◇	基本設計方針に反映不要の文章	該当の設備において設計方針を要しないことから、基本設計方針に記載しない。	—
◇	設備仕様	仕様表にて記載する。	d

4. 添付書類等

No.	書類名
a	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
b	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
c	VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図
d	仕様表（設計条件及び仕様）

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (貯蔵庫共用)						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章 個別項目 1.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 1.2 重大事故等対処設備 1.2.1 代替注水設備 代替注水設備は、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-2-3 系統図 ・代替注水設備 VI-2-4 配置図 ・代替注水設備	【代替注水設備の基本方針】 ・代替注水設備の系統構成及び配置を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	代替注水設備は、燃料仮置きピット、燃料貯蔵プール及び燃料送出しピット（以下、「燃料貯蔵プール等」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏れ又は他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ注水し水位を維持することにより、使用済燃料を冷却し、及び放射線を遮蔽できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	代替注水設備 可搬型中型移送ポンプ 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	設計方針	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-1-1 代替注水設備 VI-2-3 系統図 ・代替注水設備	【代替注水設備の基本方針】 ・代替注水設備の系統構成を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電気駆動である補給水設備のポンプとは異なる駆動方式である空冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給可能な設計とすることで、補給水設備に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	代替注水設備	設計方針（多様性、位置的分散等）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	代替注水設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	代替注水設備	設計方針（多様性、位置的分散等）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	代替注水設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替注水設備	設計方針（悪影響防止等）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	代替注水設備	設計方針（悪影響防止等）	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、電巻により飛散物とならないよう必要に応じて措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（悪影響防止等）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、燃料貯蔵プール等へ注水するために必要な注水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	代替注水設備 可搬型中型移送ポンプ	設計方針（個数及び容量）	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-1-1 代替注水設備	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	代替注水設備は、プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	代替注水設備	設計方針（個数及び容量）	別添2 1.概要 2.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 2.1 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能に関する説明書 2.1.1 代替注水設備の冷却機能に関する事項	【代替注水設備における冷却機能の設計方針】 可搬型中型移送ポンプ車による注水により、燃料貯蔵プール等の水位が維持されることを説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	代替注水設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。	機能要求②	代替注水設備 可搬型建屋内ホース	設計方針（環境条件等）			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4棟用、E施設共用)						第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第2章 個別項目 1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 1.2 重大事故等対処設備 1.2.1 代替注水設備 代替注水設備は、可搬型中型移送ポンプ、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースで構成する。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	基本方針	-	-	-	VI-2-3 系統図 ・代替注水設備 VI-2-4 配置図 ・代替注水設備	【代替注水設備の基本方針】 ・代替注水設備の系統構成及び配置を説明する。	
2	代替注水設備は、燃料仮置きピット、燃料貯蔵プール及び燃料送出しピット(以下、「燃料貯蔵プール等」という。)の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ注水し水位を維持することにより、使用済燃料を冷却し、及び放射線を遮蔽できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	代替注水設備 可搬型中型移送ポンプ 可搬型建屋外ホース 可搬型建屋内ホース	-	-	-	<ポンプ> ・容量 ・吐出圧力 ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・主要寸法 ・主要材料 ・個数 ・原動機 ・取付箇所 <主配管> ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径 ・厚さ ・主要材料 ・個数 ・取付箇所	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-1-1 代替注水設備 VI-2-3 系統図 ・代替注水設備	【代替注水設備の基本方針】 ・代替注水設備の系統構成を説明する。
3	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、電気駆動である補給水設備のポンプとは異なる駆動方式である空冷式のディーゼルエンジンにより駆動し、必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とすることで、補給水設備に対して多様性を有する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	代替注水設備	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。
4	代替注水設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	代替注水設備	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.1 多様性、位置的分散等 3.1.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。
5	代替注水設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	代替注水設備	-	-	-	-	-	-
6	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	代替注水設備	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
7	屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、電巻により飛散物とならないよう必要に応じて捕縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	基本方針	-	-	-	-	-	-
8	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、燃料貯蔵プール等へ注水するために必要な注水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	代替注水設備 可搬型中型移送ポンプ	-	-	-	<ポンプ> ・容量	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-1-1 代替注水設備 別添2 1.概要 2.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 2.1 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能に関する説明書 2.1.1 代替注水設備の冷却機能に関する事項	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
9	代替注水設備は、プール水冷却系及び安全冷却系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	代替注水設備	-	-	-	-	-	【代替注水設備における冷却機能の設計方針】 可搬型中型移送ポンプ車による注水により、燃料貯蔵プール等の水位が維持されることを説明する。
10	代替注水設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	代替注水設備 可搬型建屋内ホース	-	-	-	<主配管> ・主要材料	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11	屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替注水設備は、「3. 自然現象」の「3. 1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	代替注水設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	代替注水設備	設計方針(環境条件等)		【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰及び屋内へ配備する手順に関することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通基本設計方針	基本方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、稼働率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	代替注水設備	基本方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	代替注水設備の接続口は、適やかに、容易かつ確実に現場での接続ができるよう、ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	代替注水設備	設計方針(操作性の確保)		【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、再処理施設の運転中又は停止中に外観確認、性能確認及び分解点検が可能な設計とする。	機能要求①	代替注水設備	設計方針(試験・検査性)		【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	1.2.2 スプレイ設備 スプレイ設備は、可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイヘッドで構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【スプレイ設備の基本方針】 ・スプレイ設備 ・スプレイ設備の系統構成及び配置を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	スプレイ設備は、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイすることにより、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	スプレイ設備 可搬型建屋内ホース 可搬型スプレイヘッド	設計方針		【スプレイ設備の基本方針】 ・スプレイ設備の系統構成を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	スプレイ設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	スプレイ設備	設計方針(多様性、位置的分散等)		【重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等】 重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	スプレイ設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	スプレイ設備	設計方針(悪影響防止等)		【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置を講じて他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(悪影響防止等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4棟屋、E施設共用)					第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
11	屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	基本方針	-	-	-	-	
12	地震を要因として発生した場合に対処に用いる代替注水設備は、「3. 自然現象」の「3. 1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	基本方針	-	-	-	-	
13	代替注水設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	代替注水設備	-	-	-	-	【重大事故等対処設備の環境条件等】 VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3. 3. 2 環境条件等 3. 3. 2 重大事故等対処設備
14	屋外に保管する代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰及び屋内へ配備する手順に関することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	施設共通基本設計方針	-	-	-	-	
15	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、稼働率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	代替注水設備	-	-	-	-	
16	代替注水設備の接続口は、速やかに、容易かつ確実に現場での接続ができるよう、ホースは口接ぎびに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	代替注水設備	-	-	-	-	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3. 4 環境条件等 3. 3. 2 重大事故等対処設備 (2)操作性
17	代替注水設備の可搬型中型移送ポンプは、再処理施設の運転中又は停止中に外観確認、性能確認及び分解点検が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	代替注水設備	-	-	-	-	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3. 4 環境条件等 3. 3. 2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性
18	1.2.2 スプレイ設備 スプレイ設備は、可搬型建屋内ホース及び可搬型スプレイヘッドで構成する。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	基本方針	-	-	-	-	【スプレイ設備の基本方針】 ・スプレイ設備の系統構成及び配置を説明する。 VI-2-3 系統図 ・スプレイ設備 VI-2-4 配置図 ・スプレイ設備
19	スプレイ設備は、燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイすることにより、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び放射性物質又は放射線の大気中への著しい放出による影響を緩和できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	スプレイ設備 可搬型建屋内ホース 可搬型スプレイヘッド	-	-	-	-	【スプレイ設備の基本方針】 ・スプレイ設備の系統構成を説明する。 <主配管> ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径 ・厚さ ・主要材料 ・個数 ・取付箇所 VI-2-3 系統図 ・スプレイ設備
20	スプレイ設備は、補給水設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を補給水設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	スプレイ設備	-	-	-	-	【重大事故等対処設備の多様性、位置的分散等】 VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3. 1. 2 多様性、位置的分散等 3. 1. 2 重大事故等対処設備
21	スプレイ設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	スプレイ設備	-	-	-	-	
22	屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	基本方針	-	-	-	-	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3. 2 悪影響防止 3. 2. 2 重大事故等対処設備

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr					第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
23	スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするために、注水設備の大型移送ポンプ車からの送水により必要なスプレイ流量を有する設計とするともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な基数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	スプレイ設備 可搬型スプレイヘッド	設計方針(個数及び容量)	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-1-2 スプレイ設備 別添2 1.概要 2.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 2.1 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能に関する説明書 2.1.2 スプレイ設備の冷却機能に関する事項	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【スプレイ設備における冷却機能の設計方針】 スプレイ設備によるスプレイ流量が、燃料貯蔵プール等からの蒸発量を上回ることを説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	スプレイ設備は、プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	スプレイ設備	設計方針(個数及び容量)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	スプレイ設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵棟屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。	機能要求②	スプレイ設備 可搬型スプレイヘッド 可搬型棟屋内ホース	設計方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、汽水の影響に対してアルミニウム合金を使用する設計とする。	機能要求②	スプレイ設備 可搬型スプレイヘッド	設計方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	地震を要因として発生した場合に対処に用いるスプレイ設備は、「3. 自然現象」の「3. 1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針(環境条件等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順に関することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通基本設計方針	基本方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	スプレイ設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	スプレイ設備	設計方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置後は、稼働率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な注水設備の大型移送ポンプ車の操作により水のスプレイが可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	スプレイ設備	基本方針(環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32	スプレイ設備の接続口は、速やかに、容易かつ確実に現場での接続ができるよう、ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	スプレイ設備	設計方針(操作性の確保)	VI-1-1-1 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)操作性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	スプレイ設備の可搬型スプレイヘッドは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	スプレイ設備	設計方針(試験・検査性)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34	1.2.3 漏えい抑制設備 漏えい抑制設備は、サイフォンブレイカ並びに設計基準対象の施設と兼用する止水防護設備の止水板及び蓋で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-2-3 系統図 ・漏えい抑制設備 VI-2-4 配置図 ・漏えい抑制設備	【漏えい抑制設備設備の基本方針】 ・漏えい抑制設備設備の系統構成及び配置を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4棟層、E施設共用)						第3 Gr								
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
23	スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは、燃料貯蔵プール等へ水をスプレイするために、注水設備の大型移送ポンプ車からの送水により必要なスプレイ流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な基数以上を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	-	-	-	-	-	-	○	スプレイ設備 可搬型スプレイヘッダ	-	-	-	-	<主配管> ・個数	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 VI-1-1-3-1-2 スプレイ設備 別添2 1. 概要 2. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 2.1 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能に関する説明書 2.1.2 スプレイ設備の冷却機能に関する事項	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【スプレイ設備における冷却機能の設計方針】 スプレイ設備によるスプレイ流量が、燃料貯蔵プール等からの蒸発量を上回ることを説明する。
24	スプレイ設備は、プール水冷却系及び安全冷却水系の冷却機能並びに補給水設備の注水機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失に対処することから、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	スプレイ設備	-	-	-	-	-	-	
25	スプレイ設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	スプレイ設備 (スプレイ設備) 可搬型スプレイヘッダ 可搬型建屋内ホース	-	-	-	-	<主配管> ・主要材料	-	
26	スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは、汽水の影響に対してアルミニウム合金を使用する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	スプレイ設備 可搬型スプレイヘッダ	-	-	-	-	<主配管> ・主要材料	-	
27	屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収納するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	基本方針	-	-	-	-	-	-	
28	地震を要因として発生した場合に対処に用いるスプレイ設備は、「3. 自然現象」の「3. 1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	基本方針	-	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
29	屋外に保管するスプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは、コンテナ等に収納して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順に関することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	施設共通基本設計方針	-	-	-	-	-	-	
30	スプレイ設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	スプレイ設備	-	-	-	-	-	-	
31	スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置後は、稼働率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な注水設備の大型移送ポンプ車の操作により水のスプレイが可能な設計とする。	設置要求 機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	スプレイ設備	-	-	-	-	-	-	
32	スプレイ設備の接続口は、速やかに、容易かつ確実に現場での接続ができるよう、ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度に応じた簡便なコネクタ接続方式を用いる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	スプレイ設備	-	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)操作性	【重大事故等対処設備の操作性の確保】 重大事故等対処設備の操作性の確保について説明する。
33	スプレイ設備の可搬型スプレイヘッダは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	スプレイ設備	-	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
34	1.2.3 漏えい抑制設備 漏えい抑制設備は、サイフォンブレイカ並びに設計基準対象の施設と兼用する溢水防護設備の止水板及び蓋で構成する。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	基本方針	-	-	-	-	-	VI-2-3 系統図 ・漏えい抑制設備 VI-2-4 配置図 ・漏えい抑制設備	【漏えい抑制設備設備の基本方針】 漏えい抑制設備設備の系統構成及び配置を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
35	漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは、プール水冷却系の配管の破断によるサイフォン効果が発生した場合において、サイフォン効果を停止することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。	機能要求②	漏えい抑制設備 サイフォンブレーカ（主配管（設計基準対象の施設と兼用する配管（プール水冷却系）））	設計方針		VI-2-3 系統図 ・漏えい抑制設備 VI-2-5 構造図 ・漏えい抑制設備	【漏えい抑制設備の基本方針】 ・漏えい抑制設備の系統構成及び構造を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	また、漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、地震によるスロッシングが発生した場合において、燃料貯蔵プール等からの溢水を抑制することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。	機能要求②	漏えい抑制設備 止水板 蓋	設計方針				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	重大事故等における条件に対して漏えい抑制設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）		VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	漏えい抑制設備	設計方針（悪影響防止等）		VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39	漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	漏えい抑制設備	設計方針（悪影響防止等）		VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは、プール水冷却系の配管が破断した際に発生を想定するサイフォン効果を停止するために必要な孔径を有する設計とする。	機能要求②	漏えい抑制設備 サイフォンブレーカ（主配管（設計基準対象の施設と兼用する配管（プール水冷却系）））	設計方針（個数及び容量）		VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 VI-1-1-3-1-3 漏えい抑制設備 別添2 1. 概要 2. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 2.3 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【重大事故等時における燃料貯蔵プール等の遮蔽能力について】 燃料貯蔵プール等からの水の漏えいその他の要因により当該貯蔵プール等の水位が低下した場合における放射線の遮蔽能力について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41	漏えい抑制設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。	機能要求②	漏えい抑制設備 サイフォンブレーカ（主配管（設計基準対象の施設と兼用する配管（プール水冷却系））） 止水板 蓋	設計方針（環境条件等）				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42	地震を要因として発生した場合に対処に用いる漏えい抑制設備は、「3. 自然現象」の「3. 1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針（環境条件等）		VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43	漏えい抑制設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	漏えい抑制設備	設計方針（環境条件等）				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44	漏えい抑制設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検可能な設計とする。	機能要求①	漏えい抑制設備	設計方針（試験・検査性）		VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45	1.2.4 臨界防止設備 臨界防止設備は、設計基準対象の施設と兼用する燃料受入れ設備の燃料仮置きラック、燃料貯蔵設備の燃料貯蔵ラック並びに燃料送出し設備のバスケット及びバスケット仮置き架台（実入り用）で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		VI-2-4 配置図 ・臨界防止設備	【臨界防止設備の基本方針】 ・臨界防止設備の配置を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4種原、E施設共用)						第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
35	漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは、プール水冷却系の配管の破断によるサイフォン効果が発生した場合において、サイフォン効果を停止することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	漏えい抑制設備 サイフォンブレーカ (主配管 (設計基準対象の施設と兼用する配管 (プール水冷却系)))	-	-	-	-	<主配管> ・最高使用圧力 ・最高使用温度 ・外径 ・厚さ ・主要材料 VI-2-3 系統図 ・漏えい抑制設備 VI-2-5 構造図 ・漏えい抑制設備	【漏えい抑制設備の基本方針】 ・漏えい抑制設備の系統構成及び構造を説明する。
36	また、漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、地震によるスロッシングが発生した場合において、燃料貯蔵プール等からの溢水を抑制することにより、燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいを抑制できる設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	漏えい抑制設備 止水板 蓋	-	-	-	-	<防水区画構造物> ・主要寸法 ・主要材料	
37	重大事故等における条件に対して漏えい抑制設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	基本方針	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設。安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
38	漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	漏えい抑制設備	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設。安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
39	漏えい抑制設備の止水板及び蓋は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	漏えい抑制設備	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設。安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。
40	漏えい抑制設備のサイフォンブレーカは、プール水冷却系の配管が破断した際に発生を想定するサイフォン効果を停止するために必要な孔径を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	漏えい抑制設備 サイフォンブレーカ (主配管 (設計基準対象の施設と兼用する配管 (プール水冷却系)))	-	-	-	-	<主配管> ・主要寸法 VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 VI-1-1-3-1-3 漏えい抑制設備 別添2 1. 概要 2. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 2.3 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【重大事故等時における燃料貯蔵プール等の遮蔽能力について】 燃料貯蔵プール等からの水の漏えいその他の要因により当該貯蔵プール等の水位が低下した場合における放射線の遮蔽能力について説明する。
41	漏えい抑制設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	漏えい抑制設備 (漏えい抑制設備) サイフォンブレーカ (主配管 (設計基準対象の施設と兼用する配管 (プール水冷却系))) 止水板 蓋	-	-	-	-	<主配管> ・主要材料 <防水区画構造物> ・主要材料	
42	地震を要因として発生した場合に対処に用いる漏えい抑制設備は、「3. 自然現象」の「3.1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	基本方針	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設。安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。
43	漏えい抑制設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風 (台風) 等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	漏えい抑制設備	-	-	-	-		
44	漏えい抑制設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	漏えい抑制設備	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設。安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。
45	1.2.4 臨界防止設備 臨界防止設備は、設計基準対象の施設と兼用する燃料受入れ設備の燃料位置ラック、燃料貯蔵設備の燃料貯蔵ラック並びに燃料送出し設備のバスケット及びバスケット位置き架台 (実入り用) で構成する。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	基本方針	-	-	-	-	VI-2-4 配置図 ・臨界防止設備	【臨界防止設備設備の基本方針】 ・臨界防止設備の配置を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表
46	臨界防止設備は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内における使用済燃料の臨界を防止できる設計とする。	機能要求②	臨界防止設備 燃焼度計測前燃料仮置きラック 燃焼度計測後燃料仮置きラック 高残留濃縮度DWR燃料貯蔵ラック 高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度DWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック BWR燃料用バスケット PWR燃料用バスケット バスケット仮置き架台 (実入り用)	設計方針	VI-2-5 構造図 ・臨界防止設備	【臨界防止設備の基本方針】 ・臨界防止設備の構造を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47	重大事故等における条件に対して臨界防止設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
48	臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	臨界防止設備	設計方針 (悪影響防止等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49	臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に、臨界を防止するために必要な燃料間距離を有する設計とする。	機能要求②	臨界防止設備 燃焼度計測前燃料仮置きラック 燃焼度計測後燃料仮置きラック 高残留濃縮度DWR燃料貯蔵ラック 高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度DWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック BWR燃料用バスケット PWR燃料用バスケット バスケット仮置き架台 (実入り用)	設計方針 (個数及び容量)	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 VI-1-1-3-1-4 臨界防止設備 別添② 1. 概要 2. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 2.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料が臨界に達しないことに関する説明書	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【臨界防止設備における未臨界性についての設計方針】 燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、使用済燃料が臨界に達しないことを説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50	臨界防止設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。	機能要求②	臨界防止設備 燃焼度計測前燃料仮置きラック 燃焼度計測後燃料仮置きラック 高残留濃縮度DWR燃料貯蔵ラック 高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度DWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック BWR燃料用バスケット PWR燃料用バスケット バスケット仮置き架台 (実入り用)	設計方針 (環境条件等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
51	地震を要因として発生した場合に対処に用いる臨界防止設備は、「3. 自然現象」の「3. 1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 (環境条件等)	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
52	臨界防止設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	臨界防止設備	設計方針 (環境条件等)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
53	臨界防止設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	臨界防止設備	設計方針 (試験・検査性)	VI-1-1-1 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
54	1.2.5 監視設備 監視設備は、計装設備の一部である可搬型燃料貯蔵プール等水位計(箱筒式)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(電圧式)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(エアージ式)、可搬型燃料貯蔵プール等温度計(サーミスタ)、可搬型燃料貯蔵プール等温度計(測温抵抗体)、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間輻射率計(サーベイメータ)、可搬型燃料貯蔵プール等空間輻射率計(線量率計)、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット、可搬型監視ユニット、可搬型計測ユニット用空気圧縮機及びけん引車で構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4種層、E施設共用)						第3 Gr								
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
46	臨界防止設備は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等内における使用済燃料の臨界を防止できる設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	臨界防止設備 燃焼度計測前燃料位置キラック 燃焼度計測後燃料位置キラック 高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック BWR燃料用バスケット PWR燃料用バスケット バスケット位置き架台(実入り用)	-	-	-	-	＜ラック/ビット/棚＞ ・臨界管理(核的制限値等) ・主要寸法 ・主要材料	VI-2-5 構造図 ・臨界防止設備	【臨界防止設備の基本方針】 ・臨界防止設備の構造を説明する。
47	重大事故等における条件に対して臨界防止設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	基本方針	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	
48	臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	臨界防止設備	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の悪影響防止】 重大事故等対処設備の悪影響防止について説明する。	
49	臨界防止設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に、臨界を防止するために必要な燃料間距離を有する設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	臨界防止設備 燃焼度計測前燃料位置キラック 燃焼度計測後燃料位置キラック 高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック BWR燃料用バスケット PWR燃料用バスケット バスケット位置き架台(実入り用)	-	-	-	-	＜ラック/ビット/棚(臨界管理)＞ ・臨界管理(核的制限値等) ・主要寸法 ・主要材料	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 1.概要 2.基本方針 VI-1-1-3-1-4 臨界防止設備 別添2 1.概要 2.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 2.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料が臨界に達しないことに関する説明書	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。 【臨界防止設備における未臨界性についての設計方針】 燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合において、使用済燃料が臨界に達しないことを説明する。
50	臨界防止設備は、耐熱性及び耐水性を有する材質とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度を考慮しても機能を損なわない設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	-	○	臨界防止設備	-	-	-	＜ラック/ビット/棚(臨界管理)＞ ・主要材料	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の環境条件等】 重大事故等対処設備の環境条件等について説明する。	
51	地震を要因として発生した場合に対処に用いる臨界防止設備は、「3. 自然現象」の「3. 1 地震による損傷の防止」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	基本方針	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.3 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	
52	臨界防止設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	臨界防止設備	-	-	-	-	-	-	-
53	臨界防止設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	臨界防止設備	-	-	-	-	VI-1-1-4 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 環境条件等 3.3.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【重大事故等対処設備の試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性について説明する。	
54	1.2.5 監視設備 監視設備は、計装設備の一部である可搬型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(電圧式)、可搬型燃料貯蔵プール等水位計(ニアページ式)、可搬型燃料貯蔵プール等温度計(サーミスタ)、可搬型燃料貯蔵プール等温度計(測温抵抗体)、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間輻射率計(サーベイメータ)、可搬型燃料貯蔵プール等空間輻射率計(線量率計)、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット、可搬型監視ユニット、可搬型計測ユニット用空気圧縮機及びけん引車で構成する。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	-	○	基本方針	-	-	-	-	-	-	【重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 ・重大事故等に対処するために監

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r				第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
55	監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（超音波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（メジャー）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアバージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（サーミスタ）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（サーベイメータ）及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とともに、監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラは、燃料貯蔵プール等の状態を監視できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	【重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの選定方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの監視・記録方針について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
56	監視設備の可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE及び可搬型計測ユニット用空気圧縮機は、燃料貯蔵プール等の水温上昇に伴い使用済燃料受入れ・貯蔵庫内の温度が上昇した場合において、冷却空気を供給することにより、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）を冷却し保護できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【計装設備の構成】 ・燃料貯蔵プール等の温度及び水位等を監視する装置の構成する計装設備について、測定時の設備系統構成について説明する。また、可搬型設備の計測点、保管場所、接続場所を示す。 ・使用済燃料プール等の監視設備の冷却装置の構成について説明する。 【VI-1-1-4安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】において詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
57	監視設備の可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（エアバージ式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）、可搬型空冷ユニットA、可搬型空冷ユニットB、可搬型空冷ユニットC、可搬型空冷ユニットD、可搬型空冷ユニットE、可搬型計測ユニット及び可搬型監視ユニットは、代替電源設備から受電できる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		【計装設備の計測範囲】 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の計測範囲の設定方針を説明する。 ・各計測設備における計測範囲を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
58	監視設備における重大事故等対処設備としての基本設計方針については「4. 計測制御系統施設」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 G r (主要4種庫、E施設共用)					第3 G r							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
55	監視設備の可燃型燃料貯蔵プール等水位計(超音波式)、可燃型燃料貯蔵プール等水位計(メジャー)、可燃型燃料貯蔵プール等水位計(電波式)、可燃型燃料貯蔵プール等水位計(エアバージ式)、可燃型燃料貯蔵プール等温度計(サーミスタ)、可燃型燃料貯蔵プール等温度計(測温抵抗体)、可燃型燃料貯蔵プール等空間線量率計(サーベイメータ)及び可燃型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)は、燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は燃料貯蔵プール等からの小規模な水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合、又は燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合において、燃料貯蔵プール等の水位、水温及び燃料貯蔵プール等上部の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設計とともに、監視設備の可燃型燃料貯蔵プール等状態監視カメラは、燃料貯蔵プール等の状態を監視できる設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	○	基本方針	-	-	-	-	-	<p>視することが必要なパラメータの計測方針について説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの測定方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの監視・記録方針について説明する。 ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の設計方針について説明する。 <p>【計装設備の構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料貯蔵プール等の温度及び水位等を監視する装置の構成する計装設備について、測定時の設備系統構成について説明する。また、可搬型設備の計測点、保管場所、接続場所を示す。 ・使用済燃料プール等の監視設備の冷却装置の構成について説明する。 <p>「VI-1-1」安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」において詳細を展開する。</p> <p>【計装設備の計測範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測する設備の計測範囲の設計方針を説明する。 ・各計測設備における計測範囲を説明する。
56	監視設備の可燃型空冷ユニットA、可燃型空冷ユニットB、可燃型空冷ユニットC、可燃型空冷ユニットD、可燃型空冷ユニットE及び可搬型計測ユニット用空気圧縮機は、燃料貯蔵プール等の水温上昇に伴い使用済燃料受入れ・貯蔵庫内の温度が上昇した場合において、冷却空気を供給することにより、可燃型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ及び可燃型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)を冷却し保護できる設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	○	基本方針	-	-	-	-	-	
57	監視設備の可燃型燃料貯蔵プール等水位計(電波式)、可燃型燃料貯蔵プール等水位計(エアバージ式)、可燃型燃料貯蔵プール等温度計(測温抵抗体)、可燃型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可燃型燃料貯蔵プール等空間線量率計(線量率計)、可燃型空冷ユニットA、可燃型空冷ユニットB、可燃型空冷ユニットC、可燃型空冷ユニットD、可燃型空冷ユニットE、可燃型計測ユニット及び可燃型監視ユニットは、代替電源設備から受電できる設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	○	基本方針	-	-	-	-	-	
58	監視設備における重大事故等対処設備としての基本設計方針については「4. 計測制御系統施設」に示す。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	○	基本方針	-	-	-	-	-	

凡例
 ・「説明対象」について
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回次で記載しない項目

別紙3

基本設計方針の添付書類への展開

※本別紙は追而とする。

別紙4

添付書類の発電炉との比較

※本別紙は追而とする。

別紙5

補足説明すべき項目の抽出

※本別紙は追而とする。

別紙6

変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。